

## 私学ボランティア基金会員校以外への災害見舞金の贈呈に関する取扱細則

1. 基金は、私学ボランティア基金運営規則【別表】1④に定めた協議を行おうとする場合には、この取扱細則に則ることとする。
2. 基金は、災害見舞金申請の前年度に会費納入実績があり、かつ災害見舞金申請の前年度を含む過去5ヶ年度において会費納入実績が50%を超える学校を会員校として取り扱う。ただし、災害見舞金申請の前年度に会費納入実績がない場合でも、過去5ヶ年度において会費納入実績が50%を超える場合には、会員校と同様に取り扱うことができる。
3. 基金は、災害見舞金申請の前年度に会費納入実績がなく、過去5ヶ年度の会費納入実績が50%を超えない学校については、災害見舞金申請年度以降、会費を納めることを条件として、災害見舞金を贈呈することができる。この場合には、当該学校の被害金額にかかわらず、激甚災害法に基づいて指定された災害については一律30万円、それ以外の災害については一律10万円の災害見舞金を贈呈する。
4. 基金は、原則として、過去に会費納入実績が無い学校については、災害見舞金を贈呈しない。
5. この細則は、平成31年4月16日から実施する。